

令和7年度
尾道市産業振興助成制度



尾道市 産業部 商工課

新規創業時の改修経費や設備投資に関する補助、サテライトオフィス等の設置については、商工課へお気軽にお問い合わせください。

経営を安定させたい

- ・ 中小企業融資制度 (P,2)
- ・ 小規模事業者経営改善資金貸付等利子補助金 (P,3)

本社移転・機能を拡充したい

- ・ 地方拠点強化税制 (P,14)
- ・ オフィス移転促進奨励金 (P,15)

市内で新規創業・開業したい

- ・ 創業支援補助金 (P,4)
- ・ 開業支援補助金 (P,6)
- ・ 空き家改修(新規創業)支援事業補助金 (P,8)
- ・ 若手創業者等応援給付金 (P,10)

サテライトオフィスを構えたい

- ・ 情報サービス事業所等設置奨励制度 (P,16)

創業時の負担を軽減したい

- ・ 創業資金利子補給金 (P,11)

設備投資の補助を受けたい

- ・ 工場等設置奨励制度 (P,17)
- ・ 中小企業者等振興助成 (P,18)
- ・ 先端設備等導入計画の認定 (P,19)
- ・ 中小企業者等生産性向上促進支援事業補助金 (P,20)

販路開拓したい

- ・ 販路開拓支援事業補助金 (P,12)

1 中小企業融資制度

経営を安定させたい

【概要】

中小企業者の資金調達を円滑に行うことが出来るように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して、信用保証料が所定の半額の低利な融資制度を設けています。

【対象者】

尾道市内に事業所を有し、1年以上事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

【制度内容】

資金区分	運転資金		設備資金						
	普通貸付	小口貸付							
資金使途	運転資金		設備資金						
融資限度額	会社・個人 1,500 万円 事業協同組合等 1,800 万円	会社・個人 500 万円	会社・個人 2,500 万円 事業協同組合等 2,800 万円						
融資期間	10年以内 (うち据置6か月以内)		10年以内 (うち据置1年以内)						
融資利率	短期 1.9%(1.5%)以下 長期 2.1%(1.7%)以下	短期年 1.8%(1.4%)以下 長期年 2.1%(1.7%)以下	年 2.1%(1.7%)以下						
返済方法	短期 一時払いまたは分割払い 長期 分割払い		分割払い						
担保・保証人等	金融機関または信用保証協会所定の方法								
信用保証	必要に応じて保証付								
信用保証料率									
	基本料率	区 分							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60
本人負担分	0.95	0.875	0.775	0.675	0.575	0.50	0.40	0.30	0.225
※ 基本料率から本人負担分へ引き下げた部分（半額）は市が負担します。									

※ 運転資金普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。

※ 融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。

※ 短期とは1年以内を、長期とは1年を超える融資期間内をいう。

関連ページ（尾道市 HP） ⇒



[目次に戻る](#)

2 小規模事業者経営改善資金貸付等利子補助金

【概要】

(株)日本政策金融公庫の無担保、無保証人の貸付制度である、小規模事業者経営改善資金貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を利用したものに対して、利子補給を行います。

【対象者】

- ① 市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者
- ② 納税成績良好な者

【補助金の額】

年1%（1%未満のときはその利率）の利子に相当する額。
ただし、返済が遅延したときは補助金の交付は行わない。

【補給期間】

利子補給開始月から3年以内

【交付の申請】

利子補給金交付申請書を、尾道商工会議所、因島商工会議所、尾道しまなみ商工会を経由し、3月15日までに尾道市商工課へ提出してください。
補助金は、審査後5月末日までに、指定された口座に振り込みます。

※小規模事業者経営改善資金

令和7年3月3日現在

資金用途	融資限度額	利率	返済期間
運転資金	2,000万円	年1.95% (令和7年3月3日現在)	10年以内 (据置2年以内)
設備資金			

【対象者】

- ・尾道商工会議所・因島商工会議所・尾道しまなみ商工会から経営指導を受けている小規模事業者
- ・各会議所・商工会の地区内で、1年以上事業を営んでいる方

[目次に戻る](#)

3 創業支援補助金

新規創業・開業したい

【概要】

市内に事業所を設置しようとしている新規創業者に対して、創業に要する初期投資のための経費の一部を助成することで、市内の創業を促進します。

【対象者】

事業を営んでいない個人又は法人であって、市内において新たに事業を開始しようとする具体的な計画を有する者（ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く）。

- ・市税の滞納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不適当と認める者
- ・他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・本人又は親族（3親等内の血族、配偶者及び2親等以内の姻族）所有の建物において創業する者
- ・補助金交付対象物件の内部において他の事業を実施しようとするとき
- ・その他市長が適切でないと認めるとき

【補助対象経費】

事業所開設の整備に要する経費（建物の改修または修繕に要する経費）

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること。

【補助率・補助限度額】

補助対象経費の1／2以内（補助限度額50万円）

【主な募集要件】

- ①市内に事業所を設置しようとする新規創業者であること
- ②産業競争力強化法で認定された創業支援等事業計画に基づいて、創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業（※）の支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者であること
- ③創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とするものを受ける事業であること
- ④令和8年3月31日までに創業（開業）すること

※特定創業支援等事業とは

創業支援等事業計画に基づく商工団体などが実施している、1か月以上にわたり4回以上継続的に行う支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得ができる事業です。

【必要書類（補助金交付申請時）】

- 創業支援補助金交付申請書
- 創業資金融資の申込みを行うときに提出した事業計画書及び収支予算書
- 事業所の図面及び整備に係る見積書の写し
- 補助金の交付申請時に創業資金融資の実施が決定しているときは、その融資に係る契約書の写し、決定していないときはその融資に係る申込書の写し
- 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- 市税の滞納がないことの証明書
- 誓約書
- その他市長が必要と認める書類

【申請期限】

令和8年1月30日（金） ※予算がなくなり次第終了

【その他】

- 補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとなります。
- 補助金の交付対象となる同一の事業又は同種の事業であって尾道市、国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている事業は補助対象外となります。ただし、尾道市中小企業創業資金利子補給金事業との併用については可能です。
- 交付対象者は、書類選考により決定します。

さらに、市内に移住した39歳以下の若手創業者には、20万円の給付金が上乗せされます。（P.10を確認）

申請書の様式は、尾道市ホームページからダウンロードしてください ⇒



[目次に戻る](#)

4 開業支援補助金

新規創業・開業したい

【概要】

県外から尾道市に移住し、事業所を開設しようとしている事業者に対して、開業に要する初期投資のための経費の一部を助成することで、市内産業の活性化と移住の促進を図ります。

【対象者】

尾道市に移住し、市内において新たに事業所を開設しようとする事業者（法人の場合は代表者）（ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く）。

- ・市税の滞納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不適当と認める者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・本人又は親族（3親等内の血族、配偶者及び2親等以内の姻族）所有の建物において開業する者
- ・その他市長が適切でないと認めるとき

【補助対象経費】

事業所開設の整備に要する経費（建物の改修または修繕に要する経費）

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること。

【補助率・補助限度額】

補助対象経費の1／2以内 （補助限度額50万円）

【主な募集要件】

- ① 尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住しており、この補助金の申請日時点で移住から1年を経過していない者（まだ移住していない場合は開業日時点で移住していること）
- ② 尾道市に移住する以前に、他地域で1年以上事業経営を行っており、市内に開業する事業について十分な調査研究に基づいた経営計画及び資金計画を有し、事業の継続発展が見込まれること
- ③ 尾道市に定住し、開業することを通じて地域の活性化に貢献する意思を持っていること
- ④ 自治会等に参加し、自治会活動等に積極的に参加すること
- ⑤ 開業後3年間、営業状況を報告すること
- ⑥ 令和8年3月31日までに開業すること

【必要書類（補助金交付申請時）】

- 開業支援補助金交付申請書
- 事業計画書
- 誓約書
- 定款の写し及び登記事項証明書の写し（法人の場合）または開業届の写し（個人事業主の場合）
- 確定申告書の写し（受付印のある直近1期分）
- 事業所の図面及び整備に係る見積書の写し
- 事業現況写真
- 戸籍の附票の写し等（尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住していたことを確認できるもの）
- 市税の滞納がないことの証明書
- その他市長が必要と認める書類

【申請期限】

令和8年1月30日（金） ※予算がなくなり次第終了

【その他】

- 補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとなります。
- 対象経費に係る消費税及び地方消費税、同一の事業に係る他の補助金等の交付対象となっている経費及び補助金の交付決定前に取得した財産に係る経費は当該補助金の補助対象外となります。
- 交付対象者は、書類選考により決定します。

さらに、市内に移住した39歳以下の若手創業者には、20万円の給付金が上乗せされます。
（P.10を確認）

申請書の様式は、尾道市ホームページからダウンロードしてください ⇒



[目次に戻る](#)

5 空き家改修（新規創業）支援事業補助金

新規創業・開業したい

まちづくり推進課（0848-38-9347）

【概要】

市内において空き家バンク物件を取得したうえで新たに創業する者に対して、事業所開設に要する建物の改修または修繕にかかる経費の一部を助成することで、空き家の活用による地域の活性化を図ります。

【対象者】

事業を営んでいない個人又は法人であって、市内において新たに事業を開始しようとする具体的な計画を有する者（ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く）。

- ・市税等の滞納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不適当と認める者
- ・他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・親族（3親等内の者）から取得した建物において創業する者
- ・その他市長が適切でないと認めるとき

【補助対象経費】

事業所開設の整備に要する経費（建物の改修または修繕に要する経費）

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること

【補助率・補助限度額】

補助対象経費の2／3以内 （補助限度額30万円）

【主な募集要件】

- ①空き家バンク物件（※）を取得し、市内に事業所を設置しようとする新規創業者であること
- ②産業競争力強化法で認定された創業支援等事業計画に基づいて、創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業の支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者であること
- ③創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とするものを受ける事業であること
- ④創業の日から起算して3年を経過する日までに事業を中止し、または営業形態を変更し、もしくは事業所を移転しないこと
- ⑤令和8年3月31日までに創業（開業）すること

※空き家バンク物件とは

次の対象区域で、空き家バンクに登録している物件のことです。

【町全域】

西土堂町、東土堂町、長江一丁目、長江二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、御調町、因島各町、原田町、木ノ庄町木梨・市原（令和 7 年 6 月開始予定）

【車が入れない路地に面した区域】

東御所町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、尾崎本町

【必要書類（補助金交付申請時）】

- 補助金交付申請書
- 誓約書
- 市税等納付状況照会承諾書
- 建物の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類
- 空き家の売買契約書の写し又は贈与であることが分かる書類
- 創業資金融資の申込みを行うときに提出した事業計画書及び収支予算書
- 補助金の交付申請時に創業資金融資の実施が決定しているときは、その融資に係る契約書の写し、決定していないときはその融資に係る申込書の写し
- 事業所の図面及び整備に係る見積書の写し
- 改修箇所の現況写真
- 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- その他市長が必要と認める書類

【申請期間】

令和 7 年 5 月（予定）～令和 8 年 1 月 30 日（金） ※予算がなくなり次第終了

【その他】

- 補助金の交付は、同一事業者につき 1 回限りとなります。
- 補助金の交付対象となる同一の事業又は同種の事業であって尾道市、国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている事業は補助対象外となります。ただし、尾道市中小企業創業資金利子補給金事業との併用については可能です。

さらに、市内に移住した 39 歳以下の若手創業者には、20 万円の給付金が上乗せされます。（P.10 を確認）

申請書の様式は、尾道市ホームページからダウンロードしてください
※令和 7 年 5 月開設予定 ⇒



この補助金のお問合せ先
まちづくり推進課住宅政策係
電話：0848-38-9347

[目次に戻る](#)

6 若手創業者等応援給付金

新規創業・開業したい

【概要】

県外から尾道市に移住し、事業所を開設しようとしている若手創業者等（39 歳以下の者）に対して、応援給付金を交付することで、移住の促進を図ります。

【対象者】

次のすべての要件を満たす者

- ・創業支援補助金、開業支援補助金又は空き家改修（新規創業）支援事業補助金の交付対象者
- ・尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住しており、上記補助金の申請日時時点で移住から1年を経過していない者（まだ移住していない場合は開業の日*時点で移住していること）
*尾道市において新たに事業所を開設し、営業を開始した日
- ・39 歳以下で、尾道市に定住の意思がある者

【給付額】

20万円

【必要書類（給付金交付申請時）】

○若手創業者等応援給付金交付申請書

○戸籍の附票の写し等（尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住していたことを確認できるもの）

※ 各補助金交付申請の際に一緒に提出してください。

※ 給付金請求時には、開業した日以降に発行された住民票の写しを提出していただきます。

【関連制度の QR コード】

創業支援補助金
（尾道市 HP）⇒



開業支援補助金
（尾道市 HP）⇒



空き家改修（新規創業）支援事業補助金
（尾道市 HP）※令和7年5月開設予定⇒



[目次に戻る](#)

7 創業資金利子補給金

創業時の負担を軽減したい

【概要】

新規創業者が負担した創業に係る資金の利子を2年間補助することで、創業時の負担を軽減し、創業を促進します。

【対象融資】

- ①(株)日本政策金融公庫の創業に係る資金
- ②広島県制度融資の創業支援資金

【対象者】

- ①尾道市内に事業所を有している事業者
- ②対象融資を受けて1年以内に創業した事業者、または創業後1年以内に融資を受けた事業者
- ③市税の滞納がない事業者

【補助内容】

融資の当初2年間の利子相当額（年間の上限30万円）

補助金交付は、1事業者につき1回限り

【手続き】

- ①まず、貸付実行日から60日以内に、金融機関が作成した支払額明細書等を添付し、創業資金利子補給金交付申請予定届を提出してください。
 - ②開業後速やかに、開業を確認できる書類（税務署に提出した開業届出書の写し等）を添付し、創業資金利子補給金交付に係る開業届を提出してください。
- ※融資実行日においてすでに開業している場合は、①②を同時に提出してください。

補給金は、開業を確認後、年2回に分けて交付します。

補給金交付の申請書類は、前期分は6月、後期分は12月に各事業者に送付します。

（申請・交付時期）

前期分	1月分～ 6月分	7月末までに申請	9月末までに交付
後期分	7月分～12月分	1月末までに申請	3月末までに交付

関連ページ（尾道市 HP） ⇒



[目次に戻る](#)

8 中小企業等販路開拓支援事業補助金

販路を開拓したい

市内の中小企業者等の優れた製品・技術の市場開拓や販路拡大を支援するため、国内外で開催される展示会等へ出展する場合、その出展費用の一部を助成します。

補助区分	国内販路開拓支援事業	海外販路開拓支援事業	オンライン販路開拓支援事業
対象者	①尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者 ②1/2 以上が尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者で構成するグループ ③市内の商工団体（①の中小企業者を取りまとめて出展する場合）		
対象事業	広島県外で開催される展示会等への出展	海外で開催される展示会等への出展	オンラインで開催される展示会等への出展
	※いずれも他者が主催する、販売を主たる目的としない展示会・見本市であること		
補助対象経費	・小間料 ・小間装飾料 ・コンテンツ制作費 ⇒展示会の出展当日に会場内で流す PR 動画の製作費用 ・商品搬送費 ・旅費交通費（宿泊費、鉄道運賃、航空運賃） ⇒1人3万円、2人分まで	・小間料 ・小間装飾料 ・展示物及び配布物作成費（翻訳費を含む） ・コンテンツ制作費 ⇒展示会の出展当日に会場内で流す PR 動画の製作費用 ・通訳費 ⇒展示会の出展当日に通訳業務を委託する場合の費用 ・商品搬送費 ・旅費交通費（宿泊費、航空運賃） ⇒1人5万円、2人分まで	・出展料 ・出展付随費 ⇒コンテンツ作成委託費、通訳翻訳費等、展示会内で使用するもの
補助率	補助対象経費の 1/2		
限度額	25 万円	30 万円	25 万円
提出書類	（1）補助金交付申請書（収支予算書、参加企業名簿、誓約書兼同意書） （2）市税の完納証明書 （3）展示会等の開催要領 （4）出展申込書の写し（出展申込がまだの場合は、申込後に提出） （5）履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）の写し		
申請期間	令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金） ※予算がなくなり次第終了		
対象期間	令和8年2月28日（土）に開催される展示会までが対象		
実績報告期限	令和8年3月13日（金）必着 ※支払いが完了していること		

その他	・同一事業者につき、同一年度で1回限りの申請となります。 ・国内販路と海外販路の補助金を同時に申請することは出来ません。 ・国または県から同種の補助を受ける場合は対象となりません。 ・展示会等へ出展する前に補助金の交付決定を受ける必要があります。 ・実績報告期限までに、領収書など支払いが完了していることを証明する書類の提出が必要です。（振込の場合は振込が完了している必要があります。）
-----	---

関連ページ（尾道市 HP） ⇒



[目次に戻る](#)

9 地方拠点強化税制

本社機能を拡充したい

■概要

本社機能(※)の移転又は拡充を行う事業者を支援するもので、広島県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者に対し、3年間固定資産税の不均一課税の特例措置を行います。

なお、課税特例等の優遇措置を受けるためには、広島県に地方活力向上地域特定業務施設整備計画を申請し、認定を受ける必要があります。

※本社機能とは・・・

「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいいます。業種に制約はありませんが、工場や店舗などは対象になりません。

■地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定要件

(1) 移転・拡充先となる広島県の認定地域再生計画に適合すること

⇒本社機能(事務所・研究所・研修所)の整備(新設、増設、購入、賃借、用途変更)であること など

(2) 整備する本社機能において、従業員数が5人(中小企業者*2人)以上増加すること。

⇒移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤であること、又は、初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

■認定事業者に対する税制支援措置

認定から2年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者に対して、整備した施設に係る固定資産税を次のとおり3年間、本来の税率より低い税率を適用します。

(本来の税率に対して)

	1年目	2年目	3年目	4年目以降
移転型	ゼロ	1/4	2/4	通常の税率で課税
拡充型	ゼロ	1/3	2/3	

制度について
(広島県 HP)

⇒



税制支援措置について
(尾道市 HP)

⇒



目次に戻る

10 オフィス移転促進奨励金

本社を移転したい

■概要

本社機能を尾道市内に移転・分散する事業者に対し、運営に必要な経費の一部を補助します。

■対象となる事業

広島県外の中小企業者が本社機能を県外から市内へ移転・分散を行う計画であって、事業年度末までに完了するもの

■対象要件

尾道市内に居住する従業員等が2人以上（うち1名以上が広島県外からの移住者）であること

■募集期間（予定）

4月中旬 ～ 8月末

■補助対象事業者の決定方法

申請者によるプレゼンテーション形式での審査会により決定

■補助対象経費

- （1）本社機能の移転にかかるもの
- （2）移転後の運営にかかるもの

■補助金交付限度額

250 万円

■補助率

補助対象経費の1／2

関連ページ（特設サイト） ⇒



[目次に戻る](#)

11 情報サービス事業所等設置奨励制度

サテライトオフィスを構えたい

■概要

情報サービス事業所等を設置するもので次のすべての条件を満たす場合、各年度最大で事務所賃借料200万円、通信回線使用料400万円まで3年度間100%助成します。さらに一定の従業員数を雇用する場合、雇用奨励金も助成します。

(対象条件)

- (1) 賃貸借により市内に情報サービス事業所等を設置するものであること。
- (2) 操業開始に伴い雇用する常時使用する市内在住の従業員の数が次の基準を満たすこと。
 - ①情報サービス事業所にあっては3人以上であり、うち2人以上は新規雇用であること。
 - ②コールセンターにあっては10人以上であり、うち7人以上は新規雇用であること。

※情報サービス事業所等とは・・・

日本標準産業分類に掲げるソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業、コールセンター業の用に供する施設をいいます。

■事業所設置奨励金

設置した情報サービス事業所等に係る事務所賃借料の1/2に相当する額を、操業開始から1年経過するごとに3年間助成します。

さらに広島県の助成制度の要件も満たす場合、各年度200万円まで全額助成します。

(助成額) 事務所賃借料×1/2 (3年間)

(限度額) 各年度100万円

■通信回線使用料奨励金

設置した情報サービス事業所等に係る通信回線使用料の1/2に相当する額を、操業開始から1年経過するごとに3年間助成します。

さらに広島県の助成制度の要件も満たす場合、各年度400万円まで全額助成します。

(助成額) 事務所賃借料×1/2 (3年間)

(限度額) 各年度200万円

■雇用奨励金

設置した情報事業所等の操業に伴い新たに雇用した常時使用する市内在住の従業員の数、当該情報サービス事業所等の操業開始後1年を経過した日において、中小企業にあっては5人以上、その他にあっては10人以上である場合に助成します。

(助成額) 従業員1人につき30万円

(限度額) 3,000万円まで

関連ページ（特設サイト） ⇒



[目次に戻る](#)

12 工場等設置奨励制度

設備投資の補助を受けたい

■概要

工場等を新・増設するもので次のすべての条件を満たす場合、工場等設置奨励金を助成します。さらにそれぞれの条件を満たす場合、雇用奨励金、土地取得奨励金、設備取得奨励金を助成します。

(奨励条件)

- (1) 物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設又は工業に関する試験研究施設及びこれらに付帯する施設であること。
- (2) 当該工場等に対する投下固定資産総額が、5,000万円以上であること。
- (3) 工場等を設置する場所が、市街化調整区域・住宅系・商業系の用途地域でないこと。

■工場等設置奨励金

新・増設した工場等が操業を開始した日以後において、当該工場等に対して新たに固定資産税が課されることになった年度から3年以内の期間、各年度の固定資産税に次に定める割合を乗じて得た額に相当する額を助成します。

(助成額)	初年度	固定資産税額の100分の100
	第2年度	// 100分の80
	第3年度	// 100分の60
(限度額)	各年度5,000万円	

■雇用奨励金

新・増設した工場等の操業に伴い新たに雇用した常時使用する市内在住の従業員の数が、当該工場等の操業開始後1年を経過した日において、中小企業にあっては5人以上、その他にあっては10人以上である場合に助成します。

(助成額) 1人につき30万円

(限度額) 3,000万円

■土地取得奨励金

県営産業団地の土地を5,000㎡以上、広島県から一括払いで購入したのに対して、操業を開始した日以後に助成します。

(助成額) 土地取得代金×5%

(限度額) なし

■設備取得奨励金

県営産業団地内において設備の新設又は増設するもので、広島県の助成対象となるものに対し助成します。

(助成額) 設備の新設又は増設するために要した費用(土地代を除く)×5%

(限度額) 5,000万円

関連ページ(尾道市HP) ⇒



目次に戻る

13 中小企業者等振興助成

設備投資の補助を受けたい

■概要

中小企業の機能と構造の高度化を促進するため、中小企業者等が行う高度化事業及び工場移転に対し助成を行います。

■対象事業者

- ・ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
- ・ 商店街振興組合法第2条に規定する組合

■助成内容

(1) 高度化事業助成金

市内に事務所を置く高度化事業を行った中小企業者等に対し、中小企業共同施設の設置に要した費用に充てるための借入金の償還額を助成します。ただし、中小企業団体の構成員の3/4以上の者が、市内に事業所を置く事業者である必要があります。

(助成期間)

借入金の償還が開始された年度から5年度以内の期間

(助成額)

10%

(限度額)

各年度500万円まで

※高度化事業とは・・・

独立行政法人中小企業基盤整備機構施行令第3条第1項各号に規定する事業をいいます

(2) 工場移転助成金

工場移転を行った中小企業者等に対し、工場移転後の工場に対して新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年以内の期間、各年度の固定資産税に次に定める割合を乗じて得た額に相当する額を助成します。ただし、投下固定資産の額が1,000万円以上である必要があります。

(助成額)

初年度	固定資産税額の	50/100
-----	---------	--------

第2年度	//	40/100
------	----	--------

第3年度	//	30/100
------	----	--------

(限度額)

各年度5,000万円まで

※工場移転とは・・・

市内で都市計画法第9条に規定する工業地域以外の地域に工場を有する者が、施設の全部を工業地域または工場適地に移転することをいいます

(3) 申請手続き

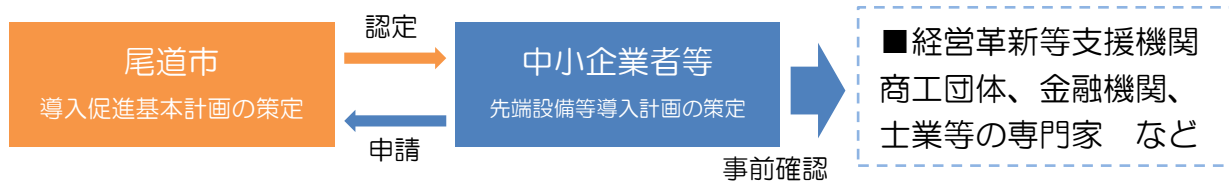
本制度の助成指定申請を、事業着手の1カ月前までに行う必要があります。必ず事前に商工課へご相談ください。

目次に戻る

14 先端設備導入計画の認定における税制支援措置

中小企業の生産性向上を促進するため、市の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

■事業スキーム



■先端設備等導入計画の概要

- 1 対象事業者
尾道市内に先端設備等の導入を行う、中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者
- 2 対象要件
年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む計画
- 3 対象設備
労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される次の設備。
機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
- 4 計画期間
3年間、4年間、5年間

■固定資産税の特例措置の概要

特例措置の 対象企業	尾道市から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金が1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業者		
対象設備等	設備の種類	取得価格要件	投資利益率の要件
	機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認する）
	測定工具及び検査工具	30万円以上	
	器具備品	30万円以上	
	建物付属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・1.5%以上の賃上げ表明あり：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明あり：5年間、課税標準を1/4に軽減		
適用期限	2年間（令和9年3月末までに取得した設備）		

関連ページ
（尾道市 HP） ⇒



目次に戻る

15 中小企業者等生産性向上促進支援事業補助金

設備投資の補助を受けたい

物価高騰の影響を受ける市内企業の新たな事業展開や経営基盤の確立を図るため、事業の活動にかかる業務の省力化や生産性の向上に資する設備投資や人材育成の取組みに必要な経費の一部を補助します。

■補助対象事業者

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び農事組合法人
- ・ 中小企業基本法第2条第1項第6号～第8号に定める法人（中小企業団体）

■補助対象要件

- ・ 中小企業省力化投資補助事業に掲載されていない設備やシステムを導入するもの
- ・ 先端設備等導入計画の認定を受けていない設備やシステムを導入するもの
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ 補助金交付決定の前に設備を導入していないこと
- ・ 国や県等の同様の補助金を交付されていないこと

■補助対象経費

（１）生産性向上枠

項目	内容	対象経費の例
設備導入費用	生産性向上に資する設備やシステムの導入に要する経費	製品の本体価額 初期設定費用

（２）DX 推進枠

項目	内容	対象経費の例
コンサルティング費用	データやデジタル技術の活用に必要な IT コンサルティングに要する経費	専門家への謝金 委託料
DX 人材の育成や教育費	自社の DX 人材の育成・教育に必要な、講座の受講等に要する経費	講座受講料 講師謝礼 講師派遣の旅費

■補助率と上限額

- （１）生産性向上枠 ・ ・ ・ 補助対象経費の 1 / 2 以内（上限額：50万円）
（２）DX 推進枠 ・ ・ ・ 補助対象経費の 1 / 2 以内（上限額：50万円）

■申請時期

令和7年5月中旬より受付開始予定です。
詳細が決まり次第、尾道市ホームページ等で公表します。

[目次に戻る](#)

尾道市 事業者 助成制度

検 索



お問合せ先

商工振興係

電話：0848-38-9182

Mail: shoko@city.onomichi.hiroshima.jp